

令和2年9月23日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 1 号に基づき、新日本木村ボクシングジム（以下「新日本木村ジム」という）所属ボクサーである永田勝大（ライセンスNo.40834）選手を嚴重注意処分とする。

理由： 新日本木村ジム永田勝大選手は、令和2年9月20日の試合の前日計量において 1.5kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威を著しく貶める行為であり、当財団は永田選手を嚴重注意処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、新日本木村ジムのクラブオーナーである木村七郎（ライセンスNo.1682）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、木村会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション